

# 資金の借入れをお考えの方へ 《林業・木材産業改善資金のご案内》

## 林業・木材産業改善資金とは

新しい事業を始める、機械や設備を充実させる、働く環境を整えるなど、経営のレベルアップに必要な資金を**無利子で融資する制度**です。

## ◆◆対象事業◆◆

- 新たな林業部門の経営の開始
- 新たな木材産業部門の経営の開始
- 林産物の新たな生産・販売方式の導入
- 林業労働に係る安全衛生施設の導入
- 林業労働に従事する者の福利厚生施設の導入

貸 付 内 容	貸付限度額	【林業】個人 1,500万円 会社 3,000万円 団体 5,000万円 【木材産業】 1億円
	償還期限	10年以内（据置3年以内）
	対象者	【林業】 森林所有者 林業従事者 森林組合 生産森林組合 森林組合連合会 素材生産業者 素材生産組合 など 【木材産業】 木材製造業 木材卸売業 木材市場業を実施する者

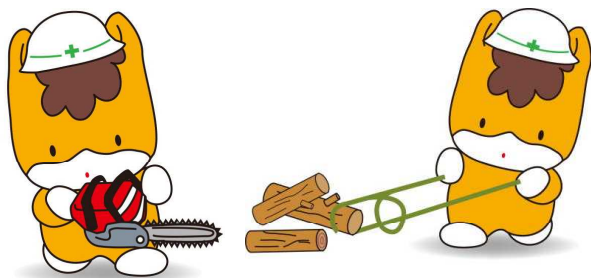
※借入には一定の条件があります。詳しくはお問い合わせください。

## ◆◆債務保証◆◆

貸付金額に応じて連帯保証人や担保が必要になります。

## ◆◆補助事業の補助残にも使えます◆◆

貸付対象事業を県単独の補助事業で実施する場合に生じる補助残については、**林業・木材産業改善資金**を活用することが可能です。



お問い合わせは、お住まいの地域の森林組合、  
環境森林事務所・森林事務所、または下記までどうぞ

群馬県環境森林部 林業振興課経営強化係  
電話 027-226-3237